

---

---

五 泉 地 域 衛 生 施 設 組 合  
中 間 処 理 施 設 整 備 ・ 運 営 事 業  
実 施 方 針 等 に 関 す る 質 問 に 対 す る 回 答

---

---

令和2年4月17日

五泉地域衛生施設組合

実施方針等に関する質問に対する回答

1 実施方針に関する質問に対する回答

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回 答
1	7	第2章	3	(1)	入札参加者の構成等	「入札参加者の構成企業の企業数は任意とするが、構成企業は本事業の実施に関して各々適切な役割を担うものとする。」と記載ありますが、特定建設企業体での応募は可能と考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
2	7	第1章	3	(1)	入札参加者の構成等	①本施設的设计・建設業務を以下の体制にて実施することはお認めいただけるものと考えてよろしいでしょうか。 体制：本施設の建築物の設計、本施設のプラント設備の設計・建設を代表企業が実施、本施設の建築物の建設を協力企業が実施する。 ②その場合、代表企業と協力企業が乙型のJVを組成することは可能と考えてよろしいでしょうか。 ③②をお認め頂ける場合、(1)②の「設計・建設業務において、組合と建設工事請負契約を締結する者は、構成員とならなければならない。」は、「組合と建設工事請負契約を締結するJVの代表企業は、構成員とならなければならない。」と読み替えてよろしいでしょうか。	①については、可能です。ただし、建設請負契約の契約者は代表企業となります。 ②③については、詳細は入札公告時に入札説明書等に示します。なお、特定企業共同体の形態(共同施工方式、分担施工方式)は任意とする予定です。
3	8	第2章	3	(2)	①本施設の建築物の設計・建設を行う者の要件	「本施設の建築物の設計・建設を行う者は構成員又は協力企業とすること。本業務を複数の者で行う場合は、主たる業務を行う1者は次の要件を全て満たすこと」と記載ありますが、すべての要件を満たすものの中に「オ」は含まないと考えてよろしいでしょうか。	次の要件を全て満たすことです。「オ」も含まれます。
4	8	第2章	3	(2)	①本施設の建築物の設計・建設を行う者の要件	「建設工事に必要な監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること」と記載ありますが、特定建設企業体で参加が可能となった際は、建設JVの形態(甲型、乙型)に応じて技術者配置を行うとの認識でよろしいでしょうか。(例：甲型の場合、代表企業が監理技術者、その他構成員は主任技術者を配置・乙型の場合、各企業毎に監理技術者を配置)	建設JVの形態については、現在、検閲中です。なお、甲型の場合はお見込みの通りです。詳細は入札公告時に入札説明書等に示します。
5	8	第2章	3	(2)	①本施設の建築物の設計・建設を行う者の要件	「建設工事に必要な監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること」とありますが、工事の進捗に応じて配置技術者を変更することができるものと考えてよろしいでしょうか(例：プラント工事においては機器設計製作期間と現地工事期間)。	お見込みの通りです。
6	8	第2章	3	(2)	①本施設の建築物の設計・建設を行う者の要件	「建設工事に必要な監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること」とありますが、入札参加資格申請時に複数の配置予定技術者を挙げさせていただき、事業契約後にその中から実際の配置技術者を選出したいと考えますがよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
7	8	第1章	3	(2)	②本施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件	エに規定される(ア)～(ウ)の要件は、全て異なる施設の実績でもお認めいただけるものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
8	8	第2章	3	(2)	①②建築物の設計・建設、プラントの設計・建設を行う者の要件	入札参加要件を全て満たし1者で参加する場合に、建築物の設計・建設を行う者とプラントの設計・建設を行う者の要件に有る監理技術資格者の配置は兼務が可能でしょうか、ご教示願います。	兼務は可能です。
9	8	第2章	3	(2)	③一イ運営・維持管理を行う者	運営・維持管理を行う者の参加要件に高速回転破砕機を有する破砕処理施設で業務管理実績が1年以上を有する事とありますが、高速回転破砕設備の形式は横型でも良いと考えてよろしいでしょうか、ご教示願います。	高速回転破砕設備であれば、形式は問いません。

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
10	10	第2章	3	(5)	①運営事業者の設立	落札者の構成員は特定事業契約の仮契約締結までに運営事業者を設立する事がありますが、運営事業者の設立期間も短く、設計・建設中に於ける会社経費増となり、結果としては運営費高騰につながります。工期終盤の運営準備期間中での設立はPFI(DBO)会社法に抵触するのでしょうか、ご教示願います。	運営・維持管理業務委託契約はSPCと締結しますので、仮契約締結までにSPCを設立してください。
11	10	第2章	3	(6)	地元企業の活用	地元活用として「本地域内に本店等」と記載ありますが、本地域に本店や本社を有する地元企業と考えてよろしいでしょうか。	支店・営業所も含まれます。
12	10	第2章	3	(6)	地元企業の活用	地元企業への発注額は、人件費や工事、業務委託の金額に限り、商社行為は入らないと考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。ただし、工事及びごみ処理に直接使用する物品の調達は、含まれるものとします。なお、詳細は入札公告時に入札説明書等に示します。
13	10	第2章	3	(6)	地元企業の活用	「設計・建設工事」と記載がありますが、建築物の設計・建設工事との認識でよろしいでしょうか。	本事業における設計・建設工事です。建築物の設計・建設工事に限りません。
14	10	第2章	3	(6)	地元企業の活用	設計・建設工事の一次・二次下請業者は本地域内に本店等を有する事業者とありますが、支店・営業所を設置している事業者も該当するのでしょうか。	支店・営業所も含まれます。
15	10	第2章	4	(1)	委員会の設置	学識経験者等で構成される委員の公表は可能でしょうか。	公表・非公表は、入札公告時に入札説明書で示します。
16	12	第3章	3		事業の実施状況のモニタリング	「サービスが特定事業契約に定める水準に達していないと判断される場合は、貴組合は業務委託料の減額等を行うとともに、事業者に対して改善勧告を行い、改善策の提出・実施を求めることができる。」とありますが、減額対象は改善策が未実施期間のみであり、改善出来次第所定の業務委託料に戻ると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。詳細は入札公告時に入札説明書で示します。
17	13	第4章	1	(3)	都市計画事項	農振除外手続きは貴組合が工事着手前に実施する用地の準備の業務範囲(事業者の業務範囲外)との理解でよろしいでしょうか。	農振除外手続きは、今後、五泉市において実施予定です。したがって、原則として事業者の業務範囲外ですが、図面の作成等、事業者に協力を求める場合は対応してください。
18	23	別紙2			リスク分担表	共通:事故の発生リスク 設計、建設、運営において発生する事故については事業者リスクとなっています。一方運営段階(P24)では組合及び第三者に起因する事故及び火災等災害による施設の損傷(事業者の管理不備の場合を除く。)は貴組合リスクとなっています。事故の発生リスクの定義はどのように解釈したらよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に入札説明書等に示します。
19	23	別紙2			リスク分担表	共通:契約締結リスク 契約締結リスクにおいて、どちらの場合も両者に○が付されています。これは契約締結に至らなかった場合、理由のいかんに関わらず、それまでの両者にてかかった費用は、それぞれで負担するとの理解でよろしいでしょうか。	基本的には、お見込みの通りですが、詳細は入札公告時に入札説明書等に示します。
20	23	別紙2			リスク分担表	共通:第三者賠償リスク 第三者賠償リスクにおいて、リスクが事業者負担となっていますが、本リスク負担は、事業者の業務範囲内において発生した事故、災害についての発生した第三者賠償に係る負担との理解でよろしいでしょうか。例えば、運営期間中に貴組合が見学者案内している際の見学者不注意による事故に起因する第三者賠償については、事業者は免責との理解でよろしいでしょうか。	基本的には、お見込みの通りですが、詳細は入札公告時に入札説明書等に示します。
21	23	別紙2			リスク分担表	共通:事故発生のリスク 事故の発生リスクにおいて、リスクが事業者負担となっていますが、本リスク負担は、事業者の業務範囲内において発生した事故についての負担との理解でよろしいでしょうか。例えば、運営期間中に貴組合が見学者案内している際の見学者不注意による事故については、事業者は免責との理解でよろしいでしょうか。	基本的には、お見込みの通りですが、詳細は入札公告時に入札説明書等に示します。

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
22	24	別紙2			リスク分担表	運営段階:受入廃棄物の質の変動リスク 受入廃棄物の質に起因するリスクについて、事業者が○、貴組合が△となっておりますが、これは、受入廃棄物の質に起因していることを事業者より示すことから、事業者が主となっております、そのデータ・資料を基に両者で協議し判断するとの理解でよろしいでしょうか。計画ごみ質の範囲を逸脱した場合は、貴組合負担と理解しています。	基本的には、お見込みの通りですが、計画ごみ質を逸脱した場合の対応については、協議によります。詳細は入札公告時に入札説明書等に示します。
23	24	別紙2			運営段階	受入れ廃棄物の質の変動リスクが計画ごみ質に対して著しい変動があった場合は協議となっておりますが、著しい変動とはどの程度の変動をお考えでしょうか、ご教示願います。	基本的に、計画ごみ質を大きく逸脱した状態が、長期に継続する場合は、詳細は入札公告時に入札説明書等に示します。
24						土壌汚染対策法に関する事項が記載されていませんが、事前協議は実施済でしょうか。	中間処理施設建設地造成基本設計報告書(平成31(2019年)3月)P54に示す内容までの確認を行っています。 (本資料をCDRで提供しますので、本事業の問合せ先へ連絡してください。)

実施方針等に関する質問に対する回答

2 要求水準書（案）に関する質問に対する回答

No	頁	大項目	中項目	小項目	小項目	項目名	質問の内容	回 答
1	全体	—	—	—	—	質疑回答	令和1年10月18日付け見積仕様書と記載内容に変更のない項目については、見積仕様書での質疑への回答の内容がそのまま適用されると考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。ただし、入札公告時に公表する要求水準書においては今回の回答を含め無効にする予定ですので、入札公告以降に再度質問してください。
2	5	第1章	3	(2)	ア	事業予定地	「添付資料 敷地平面図」に事業予定地が示されていますが、事業予定地の正確な範囲が不明です。事業予定地の正確な範囲をご教示願います。	本資料をCDRで提供しますので、本事業の問合せ先へ連絡してください。
3	5	第1章	3	(2)	ア	事業予定地	「事業予定地は・・・現在は耕作地(田畑)」とありますが、道路部に農業用水道や排水管などのインフラは無いものと考えてよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に入札説明書等に示しますが、敷地内には、アスファルト舗装や用排水側溝等が残されており、本事業において撤去していただく予定です。
4	5	第1章	3	(2)	ア	事業予定地	また、造成工事に際して、撤去が必要なものがございましたら、仕様・数量等が分かる資料の提示を願います。	質問3を参照してください。
5	5	第1章	3	(2)	イ	敷地の範囲と業務範囲	敷地は今後取得予定とありますが、取得予定時期をご教示ください。	現時点では回答できません。
6	5	第1章	3	(2)	イ	敷地の範囲と業務範囲	組合が所有する敷地の範囲は「添付資料 敷地平面図」で示す範囲である。(今後取得予定)されています。この資料は環境影響評価書のP1-8図1.4.4施設配置計画図(案)の範囲と考えてよろしいでしょうか。また、データを取得された場合はCADデータはご提示願えますでしょうか。	いずれもお見込みの通りです。事業予定地に関する資料をCDRで提供しますので、本事業の問合せ先へ連絡してください。
7	5	第1章	3	(2)	ウ	事業予定地	「計画地盤高は、平均16.0m以上とし、現行地盤高から、浸水予測高さを考慮して計画する。」とあり、浸水予想深さが0.5～3.0mとあります。これは計画地内の最低レベル部から3mのレベルが浸水想定レベルと考えてよろしいでしょうか。または、浸水レベルの標高をご教示願います。	浸水想定レベルについては、中間処理施設建設地造成基本設計報告書(平成31(2019年)3月)P2に示す通りですのでこれを考慮して計画地盤高を設定してください。(本資料をCDRで提供しますので、本事業の問合せ先へ連絡してください。)
8	6	第1章	3	(2)	オ	土地利用規制	n その他 農振除外手続きは貴組合所掌と考えてよろしいでしょうか。	1 実施方針に関する質問に対する回答の質問17を参照してください。
9	7	第2章	1	(1)	イ	設計・建設業務	「処理方式にストーカ方式」と記載ありますが、貴組合内で発行されました中間管理処理施設整備基本計画報告書内記載の焼却方式の概要図に示してあるように、階段式ストーカを対象とするという解釈でよろしいでしょうか。	階段式ストーカ以外も対象とします。
10	7	第2章	1	(1)	イ	設計・建設業務	(ア)d 計量棟 「原則として全車両が2回計量となる」とありますが、P50では事業者の料金後納登録車両は1回計量となるとあります。料金後納登録車両を除き、原則として全車両が2回計量となるの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
11	8	第2章	1	(1)	ウ	用水	「プラント用水は井水とする」と記載がありますが、プラント設計に必要なため、井水の設計水質条件として見積仕様書の添付資料でいただいた測定項目および、それに加えて、電気伝導度、シリカ、アルカリ度、硫酸イオンについても提示願います。	ご質問にある電気伝導度等は測定していません。(2019年に実施した水質に関する資料をCDRで提供しますので、本事業の問合せ先へ連絡してください。)
12	8	第2章	1	(1)	ウ	用水	「生活用水とプラント用水は井水とする。」とありますが、事業者の提案にて上水道を引き込むことは可能でしょうか。	組合による上水道の引込等の計画はありませんが、事業者が自ら上水道の引込を行うことは可とします。(敷地周辺の上水道整備状況に関する資料をCDRで提供しますので、本事業の問合せ先へ連絡してください。)
13	8	第2章	1	(1)	ウ	敷地周辺設備 (イ)用水	「生活用水とプラント用水は井水とする」とありますが、周辺に上水道配管はなく、上水の引込等の計画はないのでしょうか。また、井水について水質検査結果をご教示願います。	質問11、12を参照してください。
14	8	第2章	1	(1)	ウ	敷地周辺設備 (ウ)排水	「生活排水は合併処理浄化槽による処理後、公共用水域へ放流する」とありますが、放流取合点についてご教示願います。	中間処理施設建設地造成基本設計報告書(平成31(2019年)3月)P33、図1.18のNo9の地点です。(本資料をCDRで提供しますので、本事業の問合せ先へ連絡してください。)

No	頁	大項目	中項目	小項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
15	9	第2章	1	(1)	エ	関連設備の整備等	「電波障害について、障害が起きた場合でかつ事業範囲内の工事が必要になった場合、組合の要請に従い誠意をもって必要な協力や工事を行う」と記載ありますが、費用は別途協議との解釈でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
16	9	第2章	1	(1)	エ	建設事業者の業務概要	建設事業者の業務範囲として開発行為許可申請の許認可手続とありますが、本事業では開発行為許可申請は不要ではないでしょうか。	お見込みの通りです。一方、届出が必要となりますので、建設事業者はこの届出に必要となる支援(図面作成等)を行ってください。
17	10	第2章	1	(1)	エ	建設事業者の業務概要	「建設事業者は、本業務の実施に当たって、下請負人を選定する際は、本地域内に本店が有る事業者を活用する」と記載ありますが、プラント工事における特殊な業種においては、難しいことが想定されますので、プラント工事においては努力義務という解釈でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
18	10	第2章	1	(1)	エ	建設事業者の業務概要	建物内の備品、什器、物品の調達について、貴組合と協議の上、リース品の使用は可能であるとの理解でよろしいでしょうか。	リース品の使用は不可とします。
19	10	第2章	1	(1)	エ	建設事業者の業務概要	地元雇用とは構成市町に住民票を有している者を雇用するとの理解でよろしいでしょうか。	構成市町に居住している者とお考えください。
20	11	第2章	1	(2)	ア	汚泥等	処理対象物の(エ)汚泥等について、性状(成分組成(3成分、可燃分組成)、発熱量、安息角等)の提示願います。	ご質問にある性状は測定していません。
21	11	第2章	1	(2)	イ	計画処理量	計画処理量以上の搬入に対して、年間最大稼働日数は片炉280日との理解でよろしいでしょうか。また、追加費用は変動費の他固定費(整備・補修に係る費用)との理解でよろしいでしょうか、ご教示願います。	年間稼働日数は280日に限定していません。また、ご質問の場合における追加費用は原則変動費となります。詳細は入札公告時に入札説明書等に示します。
22	11	第2章	1	(2)	エ	計画ごみ質	「計画ごみ質は、可燃ごみ及び破砕残渣を含んだ数値である」とありますが、リサイクル残渣及び汚泥等も含んだ計画ごみ質という理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。「計画ごみ質は、可燃ごみ、破砕可燃残渣、リサイクル残渣、及び汚泥等を含んだ数値である」が正となります。
23	12	第2章	1	(2)	キ	ごみ搬入時間	搬入時間は午前8時30分から午後5時15分までと記載がありますが、昼休み(12時～13時)は搬入が無いと理解してよろしいでしょうか。	ご質問の時間帯にも搬入はあります。
24	13	第2章	1	(2)	コ	年間稼働日数及び稼働時間	「年間稼働日数は1炉320日以上とする」とありますが、機器の性能として320日以上の稼働が可能となる設計をした上で、年間最大稼働日数については事業者提案という理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
25	19	第2章	1	(3)	イ	計画処理量及び単位体積重量	単位体積重量は参考となっているため事業者の経験において決定してもよろしいでしょうか。	原則見積要求水準書(案)の通りとしてください。特に単位体積重量を大きくして設計したい場合は、入札公告以降に質問してください(品目別)。
26	19	第2章	1	(3)	イ	計画処理量及び単位体積重量	資源ごみ(缶類)の単位体積重量がスチール缶、アルミ缶の比率から考えると一般的な数値より低いと思いますが実測値でしょうか。	缶類がつぶされずに排出されることを考慮し、設計要領 表7.1.2-4の缶類(受入ヤード(混合))の最小値を採用しております。
27	19	第2章	1	(3)	イ	表2-15 計画処理量	マテリアルリサイクル推進施設の施設規模は、11t/日ではなく、各系統毎の施設規模で計画すればよろしいでしょうか。表2-15に記載の各系統毎の施設規模を合計した場合、10.2t/日となります。 不燃、粗大ごみ:4.2t/日 缶:1.0t/日 びん:2.0t/日 プラ:2.9t/日 有害:0.1t/日	各系統の施設規模は表2-15の括弧内に示す値で計画してください。本施設全体の施設規模の考え方は表中の備考欄に記載している通りです。
28	19	第2章	1	(3)	イ	表2-15 計画処理量	小型家電は搬入された不燃物ごみから選別回収・解体は行わず、そのまま破砕機に投入するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。

No	頁	大項目	中項目	小項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
29	19	第2章	1	(3)	ウ	計画ごみ質	「なお、不燃ごみ及び粗大ごみは、構成市町の分別区分が異なり、不燃ごみ及び粗大ごみがそれぞれ搬入される場合、混合して搬入される場合があるため、量の内訳はない。」とありますが、不燃ごみ及び粗大ごみがそれぞれ搬入される構成市町における割合などのデータがありましたら、ご教示願います。	不燃ごみと粗大ごみがそれぞれ搬入される地域においても、割合等のデータはございません。一般的な異物混入割合としてください。
30	21	第2章	1	(3)	エ	ごみの搬入形態	表2-19の収集車両にアームロール、パッカー車(5t)とありますが、車両の最大仕様に記載がありませんので、ご教示ください。	最大搬入車両は、4tパッカー車及び5tパッカー車となります。車両仕様はp.11の表2-5に記載のとおりです。
31	21	第2章	1	(3)	エ	ごみの搬入形態	プラスチック製容器包装の収集袋は製品ペールに混ざってもよい袋でしょうか。選別が必要な袋でしょうか。	レジ袋や市販のごみ袋等での排出が想定されますが、p.26の表2-29のように、指定袋や市販のごみ袋は異物とみなされ、容器包装リサイクル法の対象外であることから、選別が必要となります。
32	22	第2章	1	(3)	オ	表2-20 資源物等搬出形態	缶圧縮成型品の搬出形態は、20tダンプとなっていますが、20tトラックの間違いでないでしょうか。	要求水準書(案)の通りです。
33	22	第2章	1	(3)	オ	表2-20 資源物等搬出形態	プラスチック製容器包装圧縮梱包品の搬出形態は、10tダンプとなっていますが、10tトラックの間違いでないでしょうか。	要求水準書(案)の通りです。
34	25	第2章	1	(3)	シ	選別条件	純度が保証値として記載ありますが、びんの搬入ごみに含まれる異物の割合についてご教示願います。	搬入されるびんの異物の割合や量等のデータはございません。一般的な異物混入割合としてください。
35	32	第2章	1	(5)	シ	別途工事との調整	市道改良工事について、工事期間中に、10tダンプ車よりも大きな車両が搬入される場合等については誘導員を配置することとありますが、通行自体が不可能となる特段の車両制限はないとの理解でよろしいでしょうか。	現時点では車両制限は想定しておりません。一方、受注者によっては大型機器を搬入する際に大型車両を使用することも考えられますので、入札公告以降の質問において具体的な最大車両を提示してください。
36	33	第2章	1	(5)	タ	保険への加入	組合様にて加入を予定される保険があればご教示ください。	組合は、本施設の災害等による損害を担保する目的で、建物総合損害共済(公益社団法人全国市有物件災害共済会)に加入する予定です。
37	33	第2章	1	(5)	チ	材料及び機器	能力や耐久性に問題がない場合において相当規格の材料や機器等を使用することは可能でしょうか。	要求水準書(案)の通りとします。希望される場合には、入札公告以降の質問において具体的な内容を提示してください。
38	33	第2章	1	(5)	チ	材料及び機器	ベルトコンベヤの主要部品とはベルトと考えますがその理解でよろしいでしょうか。	ベルトコンベヤについては、ケーシングや電動機等も主要部品に該当します。
39	36	第2章	1	(7)	ウ	仮設工事	貴組合が仮設事務所で使用される机、ロッカー、パソコン等の備品調達の実現がご教示願います。	(カ)に示すとおり、組合職員の執務は現在の組合事務所で行うため、打合せができる程度の備品(机、椅子等)を用意してください。
40	42	第2章	1	(8)	エ	引渡性能試験方法	炉体、ボイラケーシング外表面温度の保証条件は、「原則として+40℃以下」とあり、また、一方でp.65に焼却炉のケーシング表面温度は80℃未満、p.68にボイラ鉄骨、ケーシング、落下灰ホップシュートの表面温度80℃未満とあります。これらの外表面温度は、「原則として、周囲温度+40℃以下」で設計してよろしいでしょうか。	一律80℃未満としてください。
41	43	第2章	1	(8)	エ	引渡性能試験方法	非常用発電機の(3)測定方法として、「JIS B 8041」に準じる」と記載ありますが、JIS B 8041はガスタービン受渡試験方法です。本事業ではディーゼル機関による発電装置を計画しておりますので、ディーゼル機関の規格に基づいた試験を行う計画としてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
42	45	第2章	1	(8)	エ	引渡性能試験方法	悪臭の保証条件について、排出口の出口規制について具体的な数値をご教示願います。	当該記載は誤りで、「排出口の規制基準」が正となります。
43	48	第2章	1	(10)	ア	正式引渡し	本施設の正式引渡しは、引渡性能試験により所定の性能が確認された後、完成検査を受け、これに合格した時点とするとありますが、性能確認事項で、一部かし担保期間中に確認を実施する項目が含まれています。これらの引渡性能試験実施期間外に実施する項目は除き、その他の項目によって、所定の性能を確認した後、完成検査を受けるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。90日以上連続運転の確認等は、施設引渡後に実施していただきます。

No	頁	大項目	中項目	小項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
44	49	第2章	2	(1)	ア	本施設の配置・動線	自動販売機設置スペースの設置について記載がありますが、自動販売機の設置は貴組合所掌との理解でよろしいでしょうか。また、自動販売機の使用電力料の支払いについて、全休時など買電が発生している際は、同様に貴組合所掌との理解でよろしいでしょうか。	前者についてはお見込みの通りです。後者は事業者所掌とします。
45	50	第2章	2	(1)	イ	計量手続き、荷下ろし作業	(ア)に記載の事業者とは、事業系ごみ搬入者との理解でよろしいでしょうか。本仕様の用語の定義では、事業者とは「本事業を実施する者として選定された落札者及び運営事業者をいう。」とあります。	お見込みの通りです。
46	50	第2章	2	(1)	イ	計量手続き、荷下ろし作業	料金後納登録車両について、車両の種類・台数等が分かる資料のご提示をお願いします。	本資料をCDRで提供しますので、本事業の問合せ先へ連絡してください。
47	53	第2章	3	(1)	オ	地震対策	計量棟、車庫棟等、付属棟の耐震安全性の分類をご教示願います。	ストックヤードと同様に建設事業者の提案とします。
48	53	第2章	3	(1)	オ	地震対策	地震における天井被害や落下防止のための振れ止めプレースの設置要求がございますが、小さい部屋、廊下等は天井裏に配管、電気ラック等がありプレース設置が困難なため、耐震天井適用の対象となる部屋は大会議室、展示ホールの大空間の部屋と考えますよろしいでしょうか。	ご質問にあるような部屋、廊下等は、落下低減天井としてください。
49	56	第2章	3	(2)	イ	プラットホーム	し尿汚泥の受入は、汚泥ホoppaに受けず、実績のあるごみピット直投としてもよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に入札説明書等に示します。
50	57	第2章	3	(2)	エ	ごみ投入扉	「10t車両のダンピングができるよう計画する」とありますが、10tダンプの車両寸法は13頁の表2-5に示されている搬出車両の10tダンプの寸法を想定すればよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
51	57	第2章	3	(2)	オ	ダンピングボックス	a、委託・許可業者が使用時に効率よくダンピングが可能にようにする、とある一方で、c 投入面はプラットホーム高さとする、とあります。ダンプ式のパッカー車が、投入面がプラットホーム高さのダンピングボックスに排出した場合、全量が一気に排出されてごみがダンピングボックスの外にこぼれ落ちる恐れがあります。委託業者、許可業者は手動投入または、押入式のパッカー車を使用するなど、ダンピングボックスへの投入量を調整できるものとし、作業員にてダンピングボックス内のごみを適宜均すものとして仕様を決定してよろしいでしょうか。	要求水準書(案)の通りとします。なお、パッカー車がダンピングボックスを使用することは想定しておりません。
52	57	第2章	3	(2)	オ	ダンピングボックス	直接搬入車両2台分の駐車スペースを確保して2台同時に受け入れられるようにすることで、ダンピングボックスを1台とする提案をしてもよろしいでしょうか。	要求水準書(案)の通りとします。
53	57	第2章	3	(2)	キ	汚泥貯留槽	し尿汚泥に関して、汚泥貯留槽から焼却炉への搬送方法は事業者提案によるとの理解でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に入札説明書等に示します。
54	59	第2章	3	(2)	キ	汚泥貯留槽	有効容量7日分以上とは、年間の計画処理量(707.37t/年)の7/365以上と考えればよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
55	59	第2章	3	(2)	キ	汚泥貯留槽	汚泥貯留槽から焼却炉への投入に関して、ごみクレーンを使用してもよろしいでしょうか。	質問53を参照してください。
56	60	第2章	3	(2)	ケ	前処理設備	処理能力【4】t/5hですが、p19で不燃ごみ、粗大ごみの施設規模は4.2t/日とあります。前処理設備の処理能力を4t/5h、不燃ごみ/不燃粗大ごみの処理能力を4.2t/5hで計画すればよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
57	62	第2章	3	(3)	ア	ごみ投入ホoppa・シュート	「ごみレベル指示計は超音波式」と記載ありますが、超音波と同様に連続計測可能なマイクロ波式の検討も可能でしょうか。	同等以上の機能が確保できる前提でお見込みの通りです。
58	65	第2章	3	(3)	ウ	焼却炉 (キ)二次燃焼室	「二次燃焼室」とありますが、焼却炉本体の直後に廃熱ボイラを設置しますので二次燃焼室(廃熱ボイラを含む)と考えてよろしいでしょうか。	ご質問にある機器構成においては、お見込みの通りです。
59	72	第2章	3	(4)	ケ	高圧及び低圧蒸気だめ (イ)低圧蒸気だめ	特に用途がなければ低圧蒸気だめを設置しない提案は可能でしょうか。	提案を可とします。



No	頁	大項目	中項目	小項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
60	75	第2章	3	(4)	ソ	減温塔本体	主要材質として耐硫酸・塩酸露点腐食鋼が指定されていますが、腐食防止の実績がある場合、SS400の採用を提案してよろしいでしょうか。	要求水準書(案)の通りとします。
61	77	第2章	3	(5)	ア	集じん装置	e特記事項(b) 「ろ布の破損等を検知し、警報を中央制御室に表示する」と記載ありますが、煙道に設置するばいじん濃度計で検知することとしてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
62	77	第2章	3	(5)	ア	集じん装置	e特記事項(c) 「各炉には常時計測ができるばいじん濃度計を・・・設置する」と記載ありますが、このばいじん濃度計は、煙道中に設置するばいじん濃度計を指すものとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
63	77	第2章	3	(5)	ア	集じん装置	e特記事項(c) 「ろ過室ごとに差圧計等の必要な計測機器を設置する」と記載ありますが、バグフィルタの各室の入口と出口は繋がっているため、通常運転時の各ろ過室の差圧は同じになります。従って、クリーン側とダーティ側の差圧が分かれば必ずしもろ過室ごとに差圧計は設置する必要はないと考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
64	77	第2章	3	(5)	ア	集じん装置	本体外壁として耐硫酸・塩酸露点腐食鋼が指定されていますが、腐食防止の実績ある場合、SS400の採用を提案してよろしいでしょうか。	要求水準書(案)の通りとします。
65	84	第2章	3	(8)	イ	落じんコンベヤ	落じんコンベヤについては、シュートなどで対応できる場合には、必要に応じて設置するものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
66	84	第2章	3	(8)	イ	落じんコンベヤ	f 摺動部は摩耗対策としてライナー等を設ける」とありますが、弊社実績より当コンベヤでは摩耗量が少ないため、ライナーは不要としてもよろしいでしょうか。	要求水準書(案)の通りとします。
67	87	第2章	3	(8)	キ	灰クレーン	ごみクレーンと同様に灰クレーン操作室ビット側窓ガラスも「埃を掃除できる構造」とすることで自動洗浄装置を設けなくてもよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
68	88	第2章	3	(9)	イ	集じん灰貯留槽	集じん灰貯留槽及び飛灰処理物貯留槽において、それぞれ「容量は、排出量の7日分以上」となっておりますが、効率化の観点から、集じん灰貯留槽と飛灰処理物貯留槽と合わせて2戸運転時の容量とする提案は可能でしょうか。	要求水準書(案)の通りとします。
69	89	第2章	3	(10)	ア	給水設備	(オ)「断水を考慮して7日分以上の施設稼働が可能よう生活用水を確保する」とありますが、本計画は上水から井水の利用に変わったため、確保不要との認識でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に入札説明書等に示します。
70	89	第2章	3	(9)	カ	飛灰処理物貯留設備	集じん灰貯留槽及び飛灰処理物貯留槽において、それぞれ「容量は、排出量の7日分以上」となっておりますが、効率化の観点から、集じん灰貯留槽と飛灰処理物貯留槽と合わせて2戸運転時の容量とする提案は可能でしょうか。	要求水準書(案)の通りとします。
71	92	第2章	3	(12)	ア	雑用空気圧縮機	計装用空気圧縮機に雑用空気の必要容量を見込むことで、雑用空気圧縮機を計装用空気圧縮機と兼用してもよろしいでしょうか。	要求水準書(案)の通りとします。
72	101	第2章	4	(4)	ア	粗破砕機	「破砕物の最大寸法は、スプレー缶(ポンプを含む。)の破碎(穴開け)が可能な寸法とする。」と記載ありますが、スプレー缶対策は後段の設備と合わせたトータルシステムとしての提案は可能でしょうか？	提案を可とします。ただし、できるだけ粗破砕機で対応する仕様としてください。
73	101	第2章	4	(4)	イ	高速回転破砕機	スチール缶やアルミ缶は選別後に金属圧縮機でプレス形成、不燃・粗大は粗破砕機と堅型高速回転破砕機で破碎し選別後にビンカ貯留となっておりますが、仮に搬出先の受入条件が変更されても金属圧縮機によるプレス形成が容易となる横型高速回転破砕機の採用は可能でしょうか、ご教示願います。	要求水準書(案)の通りとします。
74	106	第2章	4	(6)	ウ	残さ集合コンベヤ	計量は計量棟の計量器で搬入/搬出を行い、残さはその差分として算出できるので、コンベヤへの計量機能は設けないこととしてよろしいでしょうか。	要求水準書(案)の通りとします。

No	頁	大項目	中項目	小項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
75	125	第2章	5	(1)	エ	高圧配電設備	(ウ) d盤構成としてa～gまでありますが、複数の配電機能を多段積みの高圧配電盤に収める構成としてもよろしいでしょうか。また、(a)プラント動力力盤と(c)プラント共通動力力盤は共用の一式としてもよろしいでしょうか。本施設と同等規模の施設で十分な実績がございます。	前者はお見込みの通りです。後者は要求水準書(案)の通りとします。
76	126	第2章	5	(1)	エ	高圧配電設備	(カ)変圧器盤のd盤構成として、(a)プラント動力用変圧器と(b)プラント共通動力用変圧器は共用の一式としてもよろしいでしょうか。本施設と同等規模の施設で十分な実績がございます。	要求水準書(案)の通りとします。
77	127	第2章	5	(1)	オ	低圧配電設備	(イ) d (e)「非常用切替器(常用-発電)」とありますが、非常用発電機を高圧仕様とする場合、低圧配電設備の中には、(常用-発電)の切替は不要な系統を提案してもよろしいでしょうか。	提案を可とします。なお、非常用発電機の運転時の負荷電力に関連する項目であり、詳細は実施設計時に協議するものとします。
78	132	第2章	5	(1)	キ	非常用電源設備	(ウ) 直流電源設備d (d) 交流入力「440V」とありますが、「400V」とみなしてよろしいでしょうか。	採用する変圧器の二次定格電圧に準拠します。
79	132	第2章	5	(1)	キ	直流電源装置	交流入力 三相3線式440Vは、400Vでよろしいでしょうか。	採用する変圧器の二次定格電圧に準拠します。
80	133	第2章	5	(1)	サ	電気配線工事	ケーブルサイズ算定計算書については、代表回路のみの提出としてもよろしいでしょうか。	主要負荷について提出してください。
81	133	第2章	5	(1)	サ	電気配線工事	断面サイズ算定計算書については、代表箇所についての計算書のみとしてよろしいでしょうか。	主要負荷について提出してください。
82	135	第2章	5	(2)	ウ	計装機器	(イ) 排ガス・大気質測定機器 b (e)「原則として自動校正機能を有する」と記載ありますが、通常の運用において校正不要な測定機器もございますので、必要な機器に自動校正機能を有するものとして提案してもよろしいでしょうか。	要求水準書(案)の通りとします。
83	136	第2章	5	(2)	ウ	計装機器	(エ) ITV装置 表2-35 カメラ設置場所リストにて、「1-H ボイドラム液面計 水冷or空冷」と記載ありますが、冷却を必要としない環境の場合、冷却機構なしの提案としてもよろしいでしょうか。	要求水準書(案)の通りとします。
84	136	第2章	5	(2)	ウ	計装機器	(エ) ITV装置 表2-35 カメラ設置場所リストにて、「1-L 計量棟 5台は、ワイバ付、回転雲台付」と記載ありますが、表下部の※に記載された監視対象はナンバーおよび荷台ですので、固定して使用されるものと認識します。したがって、この5台はワイバ、回転雲台なしの提案としてもよろしいでしょうか。	要求水準書(案)の通りとします。
85	136	第2章	5	(2)	ウ	計装機器	計量棟カメラ5台のうち、3台はナンバーを映す、自動読み取り(映像処理)機能なしの照明付きカメラでもよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
86	139	第2章	5	(2)	ウ	計装機器	(エ) ITV装置 表2-39 モニタ設置場所リスト(その他)にて、「計量棟事務室 5台以上 20インチワイド以上」と記載ありますが、部屋の作業スペースがモニタで占有され、円滑な作業に支障を来すことが懸念されますので、4分割画面可能な25インチワイド以上のモニタ2台以上の提案としてもよろしいでしょうか。	安定した計量作業を行える前提で提案を可とします。
87	140	第2章	5	(2)	オ	データ処理装置	データ処理装置は(必要に応じて設置)とされていますので、この項目に含まれる下記のもののいずれか、または全ては設置しない提案も可能ということでしょうか。 (ア) データログ (イ) 日報、月報、年報作成用プリンタ (ウ) 警報記録用プリンタ (エ) 画面ハードコピー用カラープリンタ (オ) データ処理端末	全て設置してください。(必要に応じて設置)を削除します。
88	143	第2章	6	(2)	ア	建築工事	「(ス)敷地内は積雪時に融雪を行う。消雪パイプによる融雪の場合、用水は井水とする。」とありますが、消雪のための融雪設備は、散水方式と考えてよろしいでしょうか。また散水方式の場合、融雪に利用した水は雑排水扱いではなく、雨水と同じ扱いで可と考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。

No	頁	大項目	中項目	小項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
89	144	第2章	6	(2)	ア	全体計画	電技69条では、可燃性ガスまたは引火性物質の蒸気が存在する場所についての電気機械器具の構造選定と施設することを規定しています。しかしながら、油を使用する部屋においては引火性物質の蒸気が存在する場所ではないため、防爆仕様機器を選定しなくてもよろしいでしょうか。	要求水準書(案)の通りとします。
90	144 154	第2章	6	(2)	ア サ	廊下等 見学者機能	p.144では見学者等が利用する廊下等の幅を1,800mm以上としている一方で、p.154では見学者動線の有効幅員を2.5m以上としています。 廊下幅はどのように設定すればよろしいでしょうか。	前者を正としてください。
91	147 149	第2章	6	(2)	ウ	工場棟平面計画 表2-41 表2-42	表2-42のみ門扉および車両用門扉と通行用門扉の記載がありますが、マテリアルリサイクル推進施設専用ではなく、本施設の中で設置するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
92	148	第2章	6	(2)	ウ	工場棟平面計画 表2-42	作業員用居室は、エネルギー回収型廃棄物処理施設とマテリアルリサイクル推進施設の両方の作業員に必要な面積を確保したうえで共用としてもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
93	148	第2章	6	(2)	ウ	工場棟平面計画 表2-42	マテリアルリサイクル推進工場棟に大会議室がありますが、管理棟に配置計画してもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
94	150	第2章	6	(2)	カ	車庫棟計画	普通車2台分の配置は駐車場と同じく屋根無しの仕様として駐車場に隣接してもよろしいでしょうか。	要求水準書(案)の通りとします。
95	150	第2章	6	(2)	カ	車庫棟	車庫棟を使用する車の用途についてご教示ください。また、車庫棟を工場棟・管理棟と合棟としてもよろしいでしょうか。	原則として、組合の公用車を駐車します。車庫棟は全体配置にもよりますが別棟で計画してください。
96	152	第2章	6	(2)	ケ	工場棟の主な専用室の概要	(オ)油圧装置室 油圧装置は、騒音・振動が許容値以下である場合、専用室に設置しないものとしてもよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。この場合、機器(機械基礎含む)において十分な対策を講じてください。
97	153	第2章	6	(2)	ケ	工場棟の主な専用室の概要	(ウ) a「非常用発電機室は、蒸気タービン発電機室に近接して設ける」とありますが、そのご主旨・背景・理由をご教示願います。	関連機器をできるだけ集約して配置することが望ましいためです。
98	153	第2章	6	(2)	ケ	工場棟の主な専用室の概要	(ス)電算機室 電算機室として専用の部屋ではなく、中央制御室のスペースを占有して電算機を配置してもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
99	154	第2章	6	(2)	コ	組合が使用する諸室の概要	貴組合諸室の書棚、机、椅子等の必要な備品を完備の要求がございますが、具体的な品目、台数をご教示願います。	10名が執務するのに必要な備品を完備してください。
100	154	第2章	6	(2)	サ	見学者機能	p.154では廊下等の幅を2,500mm以上としている一方で、p.144で廊下等の幅は1,800mm以上、p.146・148では見学者通路の有効幅員を1.8m以上としています。 見積仕様書での質疑へのご回答どおり、廊下等の幅はすべて有効幅員を1.8m以上としてよろしいでしょうか。	質問90を参照してください。
101	155	第3章	6	(4)	シ	環境啓発機能	「環境に関する資料データ図書等の公開、貸出。」とありますが、公開、貸出については、データ公開の判断、貸出図書の準備、公開及び貸出業務などは貴組合の業務範囲内で、運営において保存している公開対象データの取り纏め及び公開データに展開する際の作業補助が事業者の業務範囲内との理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
102	156	第2章	6	(3)	ア	土木工事 (イ)造成工事	造成工事にあたり、現況敷地の水路他構造物は貴組合で撤去処分された状態との認識でよろしいでしょうか。 事業者にて撤去処分する場合は、撤去対象物の資料数量をご提示ください。撤去処分においては事業者にて自由処分としてよろしいでしょうか。事業者へ引き渡し条件をご教示願います。	質問3を参照してください。
103	157	第2章	6	(3)	ア	土木工事 (イ)造成工事	敷地の外周に開発許可基準第33条による緩衝帯を整備することについて、緩衝帯の規定の幅員をご教示願います。 開発許可基準第33条とは、都市計画法第33条と考えてよろしいですか。	緩衝帯の幅員に係る詳細は入札公告時に入札説明書等に示します。開発許可基準第33条とは、開発許可基準(都市計画法第33条)とお考えください。

No	頁	大項目	中項目	小項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
104	157	第2章	6	(3)	ア	土工工事 (イ)造成工事	敷地の外周に開発許可基準第33条による緩衝帯を整備することについて、敷地境界東側が阿賀野川の河川区域と接する場合は、都市計画法施行令第二十八条の三の緩和規定を適用させて緩衝帯の規定の幅員を縮小してもよろしいですか。	質問103を参照してください。
105	157	第2章	6	(3)	ア	土工工事 (イ)造成工事	阿賀野川の河川区域の境界線および河川保全区域の幅員をご教示ください。	以下の通りです。 ・河川区域の境界線:堤防の法尻 ・河川保全区域の幅員:9m
106	157	第2章	6	(3)	ア	土工工事 (イ)造成工事 c 雨水調整池工事	「所定の放流先に放流」と記載ありますが放流先の位置や深さ、構造がわかる資料をご提示願います。	中間処理施設建設地造成基本設計報告書(平成31(2019年)3月)P33、図1.18のNo9の地点です。放流先の情報は同添付資料に記載している通りです。(本資料をCDRで提供しますので、本事業の問合せ先へ連絡してください。)
107	157	第2章	6	(3)	ア	土工工事 (イ)造成工事 c 雨水調整池工事	雨水調整池の所定の放流先をご教示願います。	質問106を参照してください。
108	157	第2章	6	(3)	ア	土工工事 (イ)造成工事 c 雨水調整池工事	(イ)・a・c・(a)「敷地内に、3,720m <sup>3</sup> の雨水調整池を整備し、所定の放流先へ排出する。」とありますが、所定放流先の位置、放流排水管が管底レベルをご教示願います。	質問106を参照してください。
109	157	第2章	6	(3)	ア	土工工事 (イ)造成工事 c 雨水調整池工事	雨水調整池の構造に制約がございましたら、ご教示願います。窪地状の緑地形式でも可と考えるとよろしいでしょうか。	安全かつ必要な機能が満足できれば制約、形式の制限はありません。
110	157	第2章	6	(3)	ア	土工工事 (イ)造成工事 d 敷地内農道、農業用水路の付替え工事	(a) 敷地内の農道及び農業用水路の付替えを行い、隣接する農地へのアクセス及び農業用水・排水に支障がないよう整備する」と記載ありますが、対象となる農道および水路の付替えにあたり、付替え後の農道と水路構造、条件の協議結果をご提示願います。	敷地内農道については、イメージ図を資料をCDRで提供しますので、本事業の問合せ先へ連絡してください。 農業用水路については、中間処理施設建設地造成基本設計報告書(平成31(2019年)3月)P4、図1.3の通りです。(本資料をCDRで提供しますので、本事業の問合せ先へ連絡してください。) 構造については、建設事業者との協議により決定します。
111	157	第2章	6	(3)	ア	土工工事 (イ)造成工事 d 敷地内農道、農業用水路の付替え工事	付替え位置、幅員等について、決定済、もしくは協議されている位置をご教示願います。	質問110を参照してください。
112	157	第2章	6	(3)	ア	土工工事 (イ)造成工事 d 敷地内農道、農業用水路の付替え工事	(イ)・a・d・(a)「敷地内の農道及び農業用水路の付替えを行い、隣接する農地へのアクセス及び農業用水・排水に支障がないよう整備する。」とありますが、付替えの道路及び水路は、計画地内の外周部に整備するものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。また、質問110を参照してください。
113	157	第2章	6	(3)	ア	土工工事 (エ)井戸整備工事	「敷地北部にφ200mm×50mの井戸を1箇所設置しており、揚水試験による適正揚水量:1,098L/min」と記載されており、また、別項目にて工事期間中における無償利用可と記載ありますが、適正揚水量内であれば、工事期間中並びに施設稼働時における井水利用による近隣住民及び環境に対する影響はなく、事業者における調査、対策は不要と考えてよろしいでしょうか。	適正な維持管理を行う前提でお見込みの通りです。
114	157	第2章	6	(3)	ア	土工工事 (エ)井戸整備工事	敷地北部にある井戸について設置位置をご教示願います。	本資料をCDRで提供しますので、本事業の問合せ先へ連絡してください。
115	158	第2章	6	(3)	ア	土工工事 (オ)外構工事 e 門扉工事	車両出入口は、提案に合わせて更新するとありますが、更新ではなく設置するとの誤記と理解してよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
116	167	第3章	1	(2)	ス	マニュアル及び計画書等の作成	表3-1 7) 関連業務 見学者対応要領・体制、住民対応要領・体制を計画するように要求がありますが、見学者対応および住民対応は組合殿対応範囲です。本計画は案を提示するのみとの解釈でよろしいでしょうか。	組合が対応を行う部分の案を提示するとともに、運営事業者が行う支援等の内容を反映してください。

No	頁	大項目	中項目	小項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
117	169	第3章	1	(5)	ア	運営期間終了時の機能検査	(イ)「運営対象施設が、運営期間終了後5年間は大規模な修繕、更新工事を必要としない状態であること。」と記載ありますが、大規模補修の定義は設備単位で更新し、かつ、年間運転計画を大幅に変更しないと出来ない工事との理解でよろしいでしょうか。	運営期間終了後5年間は、法定点検、定期・不定期に実施する点検・検査、点検時の補修・部品交換で必要な機能を維持できるように計画してください。これ以外で必要となる修繕、工事を「大規模な修繕、更新工事」とお考えください。
118	169	第3章	1	(5)	イ	運営期間終了後の運営方法の検討	新たな運営事業者の選定に際して、資格審査を通過した者に対する運営事業者が所有する資料の開示とありますが、貴組合に提出した資料全てとの認識でよろしいでしょうか。	原則お見込みの通りです。なお、これ以外にも組合へ提出していない資料の開示についても協力をお願いする可能性があります。
119	173	第3章	2	(3)	ウ	料金徴収代行	「運営事業者は徴収した料金を組合へ引き渡すものとする。即納される従量制ごみは1日ごとに集計し組合へ現金納付するものとする。」と記載ありますが、毎日業務終了時に組合殿へ手渡しとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
120	173	第3章	2	(3)	ウ	料金徴収代行	「また、後納される従量制ごみは月1回(月初めの開庁日)、管理簿を組合へ提出し報告する。なお、引き渡し方法の詳細は組合と運営事業者で協議する。」と記載ありますが後納の請求処理は組合殿と委託先との契約に基づき、組合殿が実施されるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
121	174	第3章	2	(5)	カ	搬入管理	「なお、展開検査は組合が実施主体となりパッカー車への指導等を行うが、中身の確認に係る人員は運営事業者が確保する。」と記載ありますが、月1回の展開検査の具体的な内容をご教示願います。(月1回の対象台数、想定時間、必要人員など)	5台程度のパッカー車等の中身の検査を想定し、体制を構築してください。
122	176	第3章	3	(12)	-	施設運営に係る各種測定表3-3 施設の運営に係る測定項目 土壌	運営に係る測定項目で土壌がありますが、土壌のサンプリング場所は、敷地内に1地点を決めて、毎年その場所よりサンプリングするとの理解でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に入札説明書等に示します。
123	176	第3章	3	(12)	-	施設運営に係る各種測定表3-3 施設の運営に係る測定項目 鉛の溶出試験	主灰及び飛灰処理物において、重金属の溶出試験とは別に鉛の溶出試験(簡易測定)がありますが、これは重金属の溶出試験とは別に、鉛の簡易測定を実施するとの理解でよろしいでしょうか。また、実施は、例えば重金属の溶出試験を4月と10月に実施する場合は、鉛の簡易測定をその中間の7月と1月に実施するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
124	176	第3章	3	(12)	-	施設運営に係る各種測定表3-3 施設の運営に係る測定項目 飛灰処理物簡易測定	飛灰処理物の項目で、鉛の溶出試験の下段に「簡易測定※1」の記載がございますが、誤記として削除するものとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
125	176	第3章	3	(12)	-	施設運営に係る各種測定表3-3 施設の運営に係る測定項目 騒音・低周波音	最低実施頻度が年1回との記載がございますが、低周波音についても、毎年測定するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
126	176	第3章	3	(12)	-	施設運営に係る各種測定表3-3 施設の運営に係る測定項目 騒音・低周波音	測定地点が3地点と有りますが、P40に記載の性能試験では、測定場所は敷地境界線(東西南北4地点)となっています。運営期間中の測定地点は3地点で間違いありませんでしょうか。	測定地点は、環境影響評価時に測定した3地点と敷地境界の東西南北4地点の合計7地点としてください。
127	176	第3章	3	(12)	-	施設運営に係る各種測定表3-3 施設の運営に係る測定項目 振動	測定地点が3地点と有りますが、P40に記載の性能試験では、測定場所は敷地境界線(東西南北4地点)となっています。運営期間中の測定地点は3地点で間違いありませんでしょうか。	測定地点は、環境影響評価時に測定した3地点と敷地境界の東西南北4地点の合計7地点としてください。
128	176	第3章	3	(12)	-	施設運営に係る各種測定表3-3 施設の運営に係る測定項目 悪臭	測定実施地点数は、施設稼働直後の1年目は、対象事業実施区域周辺の集落と敷地境界4地点の合計5地点、施設稼働2年目以降は、敷地境界線の4地点との理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。

No	頁	大項目	中項目	小項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
129	177	第3章	3	(12)	-	施設運営に係る各種測定表3-3 施設の運営に係る測定項目 地下水	井戸の水位を連続測定するように記載がありますが、以下2点ご教示願います。 ①連続測定装置を常設して測定するとの理解でよろしいでしょうか。 ②井戸の水位に係る測定項目として、貴組合でお考えになられている項目がございましたらご教示願います。	詳細は入札公告時に入札説明書等に示します。
130	184	第3章	6	(1)	ウ	電力の取り扱い	貴組合の要望によって、運営期間中に本施設の設計が変更され、電力使用量に変更が生じた場合は、貴組合は変更に関する責任を負い、運営・維持管理業務委託料を変更すると記載がありますが、本件については事業者側において運営・維持管理業務委託料が減額されることはないとの認識でよろしいでしょうか。	設計変更の内容によりますが、支払い不要の委託料が発生した場合においては減額となる可能性もあるとお考えください。
131	187	第3章	9	(1)	-	清掃	運営対象施設の清掃業務を部分的に外部委託することは可能でしょうか、ご教示願います。	提案を可とします。
132	190	第3章	9	(2)	ウ	業務の要求事項 (イ) 樹木管理 (ウ) 芝生管理	「撤去後、撤去した樹木の場所及び数量を貴組合へ報告の上、再度植え替えを行う。及び芝の張替えが必要である場合は、貴組合へその旨を報告し張替えを行う。」とありますが、事業者側が適正な管理をしていた場合は、本費用については貴組合から支給されるとの理解でよろしいでしょうか。	基本的に、組合に責がある場合と不可抗力による場合を除いて事業者の負担となります。明らかな不可抗力である場合を除き、不可抗力であるかどうかは協議によります。
133	190	第3章	9	(2)	ウ	業務の要求事項 (イ) 樹木管理	事業者が適正に管理していた場合において、樹木が枯・損木により撤去した際、貴組合にその旨報告後、行う樹木の植え替えに伴う樹木の購入費、植え替え費についての所掌は貴組合との理解でよろしいでしょうか。もしくは、不可抗力により発生したものととして実施方針P23別紙2の不可抗力リスクとして、1事業年度において一定額を事業者負担、それを上回る部分を貴組合負担とするのでしょうか、ご教示願います。	質問132を参照してください。
134	190	第3章	9	(2)	ウ	業務の要求事項 (ウ) 芝生管理	事業者が適正に管理していた場合において、芝が踏圧過多、病害虫により著しく裸地化し、芝の張替えが必要な場合、貴組合にその旨を報告後、行う芝の張替えに伴う芝の購入費、張替え費についての所掌は貴組合との理解でよろしいでしょうか。もしくは、不可抗力により発生したものととして、実施方針P23別紙2の不可抗力リスクとして、1事業年度において一定額を事業者負担、それを上回る部分を貴組合負担とするのでしょうか、ご教示願います。	質問132を参照してください。
135	-	-	-	-	-	-	地質調査の資料があればご提示願えないでしょうか。	本資料をCDRで提供しますので、本事業の問合せ先へ連絡してください。
136	-	-	-	-	-	添付資料	添付の敷地平面図のCADデータがあればご提示願えないでしょうか。	本資料をCDRで提供しますので、本事業の問合せ先へ連絡してください。